

石川県原子力環境安全管理協議会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、「志賀原子力発電所周辺の安全確保及び環境保全に関する協定書」第4条第3項の規定により、「石川県原子力環境安全管理協議会（以下、「管理協議会」という。）」の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 管理協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境放射線及び温排水等の測定計画並びにそれらの測定結果に関する事項
- (2) 平常時における報告及び異常時における連絡に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、志賀原子力発電所周辺における地域住民の安全確保及び生活環境の保全に関し必要な事項

(組織等)

第3条 管理協議会は、次の各号に掲げる者（以下、「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 知事が指名する職員
 - (3) 県議会の議員
 - (4) 関係市町長又は関係市町長が指名する職員
 - (5) 関係町議会の長
 - (6) 関係団体の代表
- 2 委員は、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 長)

第4条 管理協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、管理協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 管理協議会の会議は、会長が召集し、その議長となる。

- 2 管理協議会の会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は3月毎に1回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。ただし、発電所の運転開始前の年度にあっては、定例会は年1回の開催とする。
- 3 管理協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、参考人として管理協議会の会議に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会)

第6条 管理協議会に委員会（「石川県環境放射線測定技術委員会」及び「石川県温排水影響検討委員会」をいう。）を置き、各委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境放射線又は温排水等の測定計画に関する技術的事項の検討及び調整に関する事項
 - (2) 環境放射線又は温排水等の測定結果の取りまとめ及び技術的評価に関する事項
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、環境放射線又は温排水等の測定に関し必要な技術的事項
- 2 前項第2号の結果の取りまとめ及び技術的評価は、原則として3月毎に1回行うものとする。ただし、特に必要があるときはこの限りではない。
 - 3 各委員会は、次の各号に掲げる者（以下、「技術委員」という。）をもって組織する。
 - (1) 第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に掲げる委員のうちから会長が指名する者
 - (2) 第3条第1項第1号、第2号、第4号及び第6号に該当する者で、知事が任命又は委嘱する者
 - (3) 北陸電力株式会社社長又は社長が指名する者で、知事が委嘱する者
 - 4 各委員会に委員長を置き、技術委員のうちから互選する。
 - 5 第3条第3項、第4条第2項及び第3項並びに前条の規定は、各委員会に準用する。
 - 6 各委員会の運営に関し必要な事項は、各委員長が各委員会の会議に諮って別に定める。

(専門委員会)

第6条の2 管理協議会は、志賀原子力発電所の安全確保のため必要があると認められる場合は、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、知事が任命し、又は委嘱する。
- 3 専門委員会に委員長を置き、委員長は会長が指名する。
- 4 専門委員会の組織及び運営に必要な事項は、委員長が専門委員会の会議に諮って定める。

(庶務)

第7条 管理協議会の庶務は、石川県危機管理部において処理する。

(雑則)

第8条 この規定に定めるもののほか、管理協議会の運営に関し必要な事項は、会長が管理協議会の会議に諮って定める。

附 則

この規程は平成2年2月16日から施行する。

附 則

この規程は平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和7年4月1日から施行する。